

令和元年度 財政局(税務部・市税事務所)発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約 理由番号)	WTO	備考
1	平成31年度 大阪市税務事務システム等機種更新業務委託	情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	683,825,760 円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 (契約の性質または目的による場合)	G4、W2	○	財政局 税務部
2	判例等検索オンラインサービス使用	その他	ウエストロー・ジャパン 株式会社	196,992 円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 (契約の性質または目的による場合)	G3		財政局 税務部
3	平成31年度 市税事務所入退室管理設備保守点検業務委託(梅田市 税事務所 外5施設)	施設保守点 検整備	パナソニックESエンジニアリング 株式会社 近畿支店	1,515,240 円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 (契約の性質または目的による場合)	G3		財政局 税務部
4	なんば市税事務所清掃業務委託	建物等清掃	株式会社ビケンテクノ	2,238,602 円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 (契約の性質または目的による場合)	G2		財政局 税務部
5	顧問弁護士業務委託	その他	辯護士 森 英子	648,000 円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 (契約の性質または目的による場合)	G31		財政局 税務部
6	弁天町市税事務所清掃業務委託	建物等清掃	株式会社ビケンテクノ	1,722,124 円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 (契約の性質または目的による場合)	G2		財政局 税務部
7	弁天町市税事務所機械警備業務委託	施設保守点 検整備	国際警備保障株式会社	383,616 円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 (契約の性質または目的による場合)	G2		財政局 税務部
8	財政局税務部レイアウト変更に伴う電話機増設業務	通信設備保 守点検	協和テクノロジズ株式会社	11,610 円	平成31年4月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 (契約の性質または目的による場合)	G4		財政局 税務部
9	プレミアム付商品券事業に係る税務事務システム改修業務委託	情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	16,121,160 円	平成31年4月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 (契約の性質または目的による場合)	G4		財政局 税務部
10	差押物件の現況調査実施に伴う不動産鑑定委託(城東区)	不動産鑑定	有限会社太洋不動産鑑定	338,040 円	平成31年4月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 (契約の性質または目的による場合)	G3		財政局 税務部
11	税務事務における先端技術を活用した業務改善検討支援業務委託	各種施策研 究・調査	アクセンチュア株式会社	51,408,000 円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 (契約の性質または目的による場合)	G3、W2	○	財政局 税務部
12	平成31年度大阪市税務事務システム(個人市民税システム)改修等業 務委託	情報処理	株式会社日立製作所	267,330,888 円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 (契約の性質または目的による場合)	G4、W2	○	財政局 税務部

※ 上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

13	梅田市税事務所広報用サインボード及びパンフ台の使用	その他	大阪駅前第2ビル管理組合 管理者 大阪市街地開発株式会社	21,600 円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 (契約の性質または目的による場合)	G2		財政局 税務部
14	差押物件の現況調査実施に伴う不動産鑑定業務委託(平野区)(概算契約)	不動産鑑定	株式会社小林商事 不動産鑑定事務所	234,360 円	平成31年4月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 (契約の性質または目的による場合)	G3		財政局 税務部
15	差押物件の現況調査実施に伴う不動産鑑定業務委託(西区)(概算契約)	不動産鑑定	深澤俊男不動産鑑定士事務所	546,480 円	平成31年4月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 (契約の性質または目的による場合)	G3		財政局 税務部

※ 上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。